

従来ルールの徹底化

令和4年1月1日

【施工体制台帳・再下請負通知書】

記載頁	群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-10 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1.5 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）1.1.5 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）1.1.5 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.1.5 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）1.1.5 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）1.1.5 公共建築木造工事標準仕様書 1.1.5 建築物解体工事共通仕様書 1.1.5
関係基準等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項 建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の2から7
内容	受注者は下請負契約をした場合、発注者に施工体制台帳等（施工体制台帳、再下請負通知書）の写しを提出する。なお、施工体制台帳等には、工事現場で就労する下請負人の建設労働者について、氏名、生年月日、年齢、職種及び社会保険等（健康保険、年金保険、雇用保険）の加入状況が記載された作業員名簿等を添付しなければならない。
事例	・施工体制台帳等の原本を提出している。 ・提出義務のない書類を添付している。 ・作業員名簿を添付していない。
ルールの徹底	・施工体制台帳等は写しを提出すること。 ・施工体制台帳等には作業員名簿を添付し、下請契約書、注文書、建設業許可証、技術者の資格証及び雇用を証明する書類は提出不要である。

【施工体系図】

記載頁	群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-10 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1.5 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）1.1.5 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）1.1.5 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.1.5 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）1.1.5 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）1.1.5 公共建築木造工事標準仕様書 1.1.5 建築物解体工事共通仕様書 1.1.5
関係基準等	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項 建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の2から7
内容	受注者は下請負契約をした場合、下請契約に係る工事に着手する前に施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、掲示している状況を写真撮影により記録し、監督員に提出しなければならない。なお、下請負人が追加される等の記載内容に変更が生じた場合も同様に、施工体系図の写しと掲示状況の写真を監督員に提出する。
事例	・下請負工事に係る全ての業者が、施工体系図に記載されていない。 ・変更後の掲示状況が記録されていない。
ルールの徹底	・施工体系図には下請負金額に関らず、全ての業者を記載する。 ・下請状況に変更が生じた場合は、下請状況変更届に施工体制台帳等の写し及び施工体系図の写しを添付し監督員に提出すること。また、変更後の掲示内容及び状況についても、写真で記録し監督員に提出すること。

【安全教育・安全訓練・安全活動に関する記録】

記載頁	群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-27 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.3.7～10 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）1.3.5～8 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）1.3.5～8 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.3.7～10 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）1.3.5～8 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）1.3.5～8 公共建築木造工事標準仕様書 1.3.7～10 建築物解体工事共通仕様書 1.3.6～9
関係基準等	労働安全衛生法等
内容	受注者は、安全教育や安全訓練等の実施状況を記録し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する。また、検査時に検査員に提示する。
事例	・提出義務がない書類だが提出している。
ルールの徹底	・安全教育、安全訓練等の実施状況記録及び、それに使用した資料については現場保管とし、監督員から請求があった場合は直ちに提示すること。また、検査時には検査員に提示すること。